

太田市健康診査及び検診事業実施要綱

太田市健康増進事業等による健康診査及び検診事業に要する費用の一部徴収を定める要綱（平成17年4月1日太田市制定）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この要綱は、健康増進法（平成14年法律第103号）及び高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）に基づき市が実施する健康診査及び検診事業並びに市が独自に実施する検診事業（以下これらを「検診等」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、検診等とは次に掲げるものをいう。

- (1) 特定健診
- (2) 胃がん検診
- (3) 大腸がん検診
- (4) 肺がん検診
- (5) 子宮頸がん検診
- (6) 乳がん検診
- (7) 前立腺がん検診
- (8) 骨粗しょう症検診
- (9) 肝炎ウイルス検診
- (10) ヘルスチェック
- (11) 歯周病検診

（検診等の実施方式）

第3条 検診等の実施方式は、個別方式と集団方式の2種類とする

2 個別方式は、太田市と業務委託契約を締結している病院又は医院（医師会が契約者となっている場合は、その会員の病院又は医院を含む。）で行うものとする。

3 集団方式は、個別方式以外の方式により、市の公共施設等で行うものとする。

（検診等の種別等）

第4条 検診等の方式、検診等の対象となる者の年齢及び負担額は、別表のとおりとする。

（負担額の納付）

第5条 負担額は、検診等の受診の際に納付するものとする。

（その他）

第6条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

種 別	方式	検診等対象者年齢要件	負担額	
特定健診	個別	40歳以上	0円	
	集団	40歳以上の国民健康保険被保険者	0円	
胃がん検診	個 別	レントゲン	70歳以上	0円
			40歳以上69歳以下	500円
		内視鏡	70歳以上	0円
			40歳以上69歳以下	500円
	集団	70歳以上	0円	
		40歳以上69歳以下	500円	
大腸がん検診	個別	70歳以上	0円	
		40歳以上69歳以下	500円	
肺がん検診	集 団	レントゲン	65歳以上	0円
			40歳以上64歳以下	500円
		喀痰検査	70歳以上	0円
			40歳以上69歳以下	500円
子宮頸がん検診	個別・集団	70歳以上	0円	
		20歳以上69歳以下	500円	
乳がん検診	個別・集団	70歳以上（前年度の市の検診（マンモグラフィ）を未受診の者）	0円	
		40歳以上69歳以下（前年度の市の検診（マンモグラフィ）を未受診の者）	500円	
前立腺がん検診	個別	50歳以上74歳以下	500円	
骨粗しょう症検診	集団	70歳	0円	
		30歳以上69歳以下	500円	
肝炎ウイルス検診	個別	次の年齢のうち1回 (1) 40歳 (2) 41歳以上（市の肝炎ウイルス検診を受診していない者に限る。）	0円	
ヘルスチェック	個別	40歳以上（生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯の属する者に限る。）	0円	
		20歳，25歳，30歳及び35歳	500円	
歯周病検診	個別	70歳，76歳（生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯の属する者に限る。）	0円	
		20歳，25歳，30歳，35歳，40歳，45歳，50歳，55歳，60歳，65歳	500円	

備考

- 1 検診等対象者年齢要件の基準日は、該当年度の3月31日現在とする。
- 2 検診等を受ける前に次に掲げる者に該当することを申請した場合であって、次に掲げる者に該当すると認められる場合は、この表の規定にかかわらず、負担額は0円とする。
 - (1) 生活保護法による被保護世帯に属する者
 - (2) 該当年度における市民税非課税世帯に属する者